

令和3年 第11回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年11月5日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	欠 席	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠 席				

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 菊池 二郎
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

農業委員 4番 樋田 都委員
 農業委員 19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第70号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第 71 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	2 件
議案第 72 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	8 件
議案第 73 号	空き家に付属した農地の指定について	1 件
報告第 10 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	6 件
追加議案第 74 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 75 号	耕作放棄地の非農地判断について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業委員会新年会の開催について
- ・ 令和 3 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・ 農業委員・推進委員等研修会について
- ・ 農業者年金加入推進セミナーについて
- ・ 第 1 2 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 11 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の出席委員は 19 名中、17 名で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は 4 番「樋田 都委員」、19 番「柴田 紳一郎委員」の 2 名です。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「16 番、大和 眞二委員」、「17 番、河野和弘委員」を指名します。

- 議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上
程致します。
番号 39、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 69 号、番号 39 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「84 m²」、3 条
無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「相続により取得したが、市外に居住
し、耕作できないので譲り渡したい」。譲受人は「居住地に近く、耕
作に便利な農地なので譲り受け、農業経営に精進したい」であります。
譲受人の経営面積は 104. 1a です。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 ここにでております渡し人の「〇〇〇〇」さん、今現在、〇〇〇〇
に住んでおられまして、面積的に見ていただいておりますように、
〇〇〇〇の方から、たとえば菜園にしてもちょっとどうかなというこ
とで、先日亡くなられました母親の身内の「〇〇〇〇」さんの方に、
家も隣同士でもあるし、畑も隣同士であることから、「作ってください
」、「じゃ、作らせてください」ということで話がまとまっておりま
す。
よろしくお願い致します。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 40、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 40 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「465 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住のため、耕作できないことから譲り渡したい」。譲受人は「農地が自宅の隣で、耕作に便利のため購入したい」であります。

譲受人の経営面積は 329.4a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇在住で、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんのお父さんが亡くなられて、相続をしております。今回購入する土地については「〇〇〇〇」さんが耕作をしておりました。この度、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんの間で、売買をしようという話になりまして、まとまったようでございます。農地がすぐ「〇〇〇〇」さんの近所ということで、こういう値段とのことですので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 41、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 41 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,683 m²」、外 14 筆、計「9,478 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「農業者年金受給のため、後継者である息子に農地を貸し付けたい」。譲受人は、「後継者として農地を譲り受け、農業経営に精進したい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地「94.8 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。親子であります。「〇〇〇〇」さんは、今年に入って家を新築されて、現在奥様と一緒に農業を熱心にやられております。今回、農業者年金を受給されるということで、一括の貸借という計画です。何ら問題は無いと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 70 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程致します。

番号 5、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 70 号、番号 5 について説明します。

説明の前に資料を追加しております。議案第 70 号と書かれた参考資料をご覧ください。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の除外申出であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「312 m²」です。

なお、土地の所有者は、〇〇〇〇、申請者の「母親」となります。

農用地区域の除外申出に至る理由は、「子供たちも成長し、教育、家庭環境を考え、現在の住宅では狭くなったので、道路事情の良い申出地に新たに自己住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページから 3 ページ、位置図、周辺状況図をご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇から東北東約 300 メートル先、〇〇〇〇のすぐ近く、市道沿いに位置しています。

4 ページと 5 ページに、土地利用計画図、平面図を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。彼は非常に熱心で、〇〇〇〇で

もトップレベルなみかん農家の1人です。先ほど説明があったように、子供たちも大きくなり、家が手狭になったということを知っています。家はちょうど〇〇〇〇の裏となりまして、両端には家と倉庫、裏には〇〇〇〇の倉庫もありまして、道路沿いで便利がいい所だということです。古い家に関しては、ちょうど住宅密集地で、大型の重機が入りにくいような所に建っておりまして、そのまま古い家はアルバイトの宿舎として利用していきたいということです。

以上です。よろしくお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、議案第71号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。

番号66から67まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは議案第71号について説明します。番号66から67まで、一括して説明します。

番号66、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「452㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「195.8a」、〇〇〇〇。

番号67、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,694㎡」、外2筆、計「3,319㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「222.8a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 それでは 66 番、67 番の説明を一括して行いたいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に在住ですけど、年は〇〇〇〇になります。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。この土地なんですけど、「〇〇〇〇」さんの自宅の近所の樹園地です。それでこの土地は、元々、〇〇〇〇に在住して農業をしている「〇〇〇〇」さんという方が耕作していた農地なんですけど、その「〇〇〇〇」さんが亡くなられて、もう 14~15 年経つんですけど、誰も作り手がなくて、「〇〇〇〇」さんが作っていた山を「〇〇〇〇」さんが相続した形になっているんですけど、何かわかりませんが、「〇〇〇〇」さんの所に連絡があつて、買って欲しくないかという話があつたんですけど、「〇〇〇〇」さんも、その園地はすごく荒れていまして、雑木が生えている状態なので、買って欲しくと言われても園地に戻すとなったらとてもじゃないが労力がおいつきませんので、〇〇〇〇でならもらいましょうということで話をしたら、それでいいですから引き取ってもらえませんかということで、話がまとまりました。

67 番ですが、「〇〇〇〇」さん、年齢〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。この園地に関しましては、「〇〇〇〇」さんの父親の代に「〇〇〇〇」さんの父親と一緒に農業委員会を通して貸借の契約を結んでいたんですけど、途中で契約も農業委員会を通さずにそのまま耕作していたそうです。それで、「〇〇〇〇」さんの父親が亡くなられて、「〇〇〇〇」さんの代になって、「〇〇〇〇」さんの所も息子さんの代に変わったので、「〇〇〇〇」さんも後継者もないことから、この際、買って欲しくないかということで、こういう話になりました。それで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇で元気に農家やっていますんで大丈夫だと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 72 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。
番号 170 から 174 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 72 号について説明します。番号 170 から 174 ま
で一括して説明します。

番号 170、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,585
㎡」、外 1 筆、計「3,205 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、
期間「3 年 3 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 171、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「291
㎡」、外 1 筆、計「639 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「8 年
3 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 172、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,367
㎡」、外 8 筆、計「7,343 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「9 年
3 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 173、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「663
㎡」、外 2 筆、計「3,155 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「9 年
3 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 174、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,154
㎡」、外 1 筆、計「1,476 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「7 年
3 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受
ける農地が約「158 a」あるため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは番号 170 から 174 までを一括して説明します。
この案件は、父親から息子に経営移譲されて、父親と結んでいた賃貸借契約の分を息子さんと新たに結び直したという案件です。
170 番、「〇〇〇〇」さん、高齢で現在施設に入っております。「〇〇〇〇」さんの父親が借りて作っていた山を、「〇〇〇〇」さん名義で新規に契約し直しました。
171 番、「〇〇〇〇」さん。この方は〇〇〇〇に在住で、こちらには住んでおられません。父親が借りて作っていた山を「〇〇〇〇」さん名義で新規に契約し直した案件です。
172 番、「〇〇〇〇」さん。この方も〇〇〇〇に在住で、こちらには住んでおられません。父親が借りて作っていた山を「〇〇〇〇」さん名義で新規に契約し直しました。
173 番、「〇〇〇〇」さん。この方も〇〇〇〇に在住で、こちらには住んでおられません。父親が借りて作っていた山を「〇〇〇〇」さん名義で新規に契約し直しました。
174 番、「〇〇〇〇」さん。ご高齢で経営面積を少なくされております。父親が借りて作っていた山を「〇〇〇〇」さん名義で新規に契約し直しました。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 175 から 177 まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 175 以降は再設定及び再設定扱いの案件となっています。

番号 175、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「166 m²」外 2 筆、計「2,679 m²」。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,481.9a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号 175 から 177 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 73 号「空き家に付属した農地の指定について」を上程致します。

番号 3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 このたび、空き家担当部署から空き家に付属した農地指定申請書が提出されました。

八幡浜市では、平成 30 年 8 月より、別段面積の見直しを行い、空き家に付属した農地に限り、1 アールから取得可能となっています。

それでは、議案第 73 号、番号 3 について説明します。

申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請地、「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「1,797 m²」、です。

空き家に付属した農地の指定としては、指定する。

理由としては、適用条件を満たすためであります。

参考資料の 1 ページから 4 ページに、農地利用状況等調査表、位置図、地番図及び、市のホームページを添付しております。

手続の流れ、適用条件につきましては記載のとおりです。

申請者の〇〇〇〇さんは、手続の流れのとおり、所有する住宅を八幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかの判断をして頂きたいと思います。

説明は、以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

3番 この度、「〇〇〇〇」さんから、空き家に付属した農地指定申請書が事務局に提出されたとのことで、10月6日に事務局と共に現地調査を実施しておりますので、その結果を報告します。

対象地は、〇〇〇〇の農地で、1,797㎡と広いのですが、この農地の約4割は近所の方に貸しておられて、その方が野菜等を栽培しているようです。残りの約6割は農作物が栽培されていない荒れた遊休農地の状態となっています。

また、この農地は販売する自宅のすぐ横にあり、農地の約4割については問題ありませんが、残りの6割の農地については、草刈りなどして手入れすれば家庭菜園や樹園地としての利用に適した農地ではないかと思われまます。

よって、農地の現地調査を行った総合意見としては、「対象地は農作物が栽培されていない低利用の遊休農地となっている。遊休農地解消のため、総会において空き家に付属した農地として指定すべき農地である」と考えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による届出

等について」。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第 10 号について説明します。

番号 24、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,585 m²」、外 1 筆、計「3,205 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

解約の理由「他の者と新たに貸借契約を締結するため」であります。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議長

報告事項でありますので、以上で終わります。

議長

追加議案がありますので、議案第 74 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。

番号 7、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 74 号番号 7 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「雑種地」、面積「1,048 m²」です。

申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「農業用倉庫用地」、転用理由「現在、〇〇〇〇の事務所兼倉庫において、〇〇〇〇で収穫した柑橘の選果、箱詰め、発送をしているが、倉庫が手狭となったため、〇〇〇〇と事務所の間地点で利便性の良い申請地に農業用倉庫を建築したい」とのことです。

追加議案の参考資料の 1 ページ、2 ページの位置図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

ただ、この土地につきましては、申請者が、業務拡大し、ミカン栽培したいとすることで農地法 3 条許可を受けて、〇〇〇〇に購入しましたが、日照や水捌け等の理由により、ミカン栽培に適さない土地であ

ったため、耕作に至らなかったとのことであります。現在、土地の一部にコンクリート、砂利が敷かれ、幼木ポット苗の育成場所及び従業員の駐車場として使用されており、違反転用状態となっておりましたので、農地部会において審議しています。

参考資料の3ページから5ページに、地番地目図及び配置図等を掲載しています。図からは分かりにくいですが、申請地は、北側の〇〇〇〇とは高低差があり、一段低い土地となっていますので、国道に接道はしておりません。南側の市道には接道しております。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に法人を設立されております。今後、加工商品などに力を入れていきたいとのことで、この土地を転用したいということだと思います。また、代理人で〇〇〇〇は、法人設立からのお付き合いで、この話させていただきましたが、前の倉庫は狭いので、この〇〇〇〇の土地かまえたいということで、よろしくお願いますということはかなり言われておりました。

私もこの案件、かまわないのではないかなと、現地見て思っております。また、近所の隣で倉庫を持ってみかん作りされている方も、そうですかということで、何か問題があるとかは行っておられませんでした。

よろしくお願します。

議 長 農地部会を開催しておりますので、濱田農地副部長より報告をお願いします。

1 番 樋田農地部会長が欠席のため、私副部長濱田が代行して審議を致しました。

審議の内容は、皆様、賛成でございます。そういうことで許可したらいいということになりましたので、よろしくお願致します。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 75 号「耕作放棄地の非農地判断について」を上程致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 75 号を説明いたします。
議案書と追加議案の参考資料をご覧ください。

八幡浜市農業委員会では、昨年 4 月 14 日から 5 月 27 日にかけて実施した農地パトロールにおいて、重点的に「山林・原野化」した農地の現地調査を行い、その後、今年 9 月 3 日～9 月 30 日にかけて非農地判断候補地 246 筆、約 40ha、所有者 128 名に対して判断実施前の農地利用意向調査を実施しました。

調査結果を整理したものが、参考資料 6 ページから 9 ページ「農地・非農地の判断対象地リスト」のとおりとなっており、農地利用意向のある土地等は「判断未了」として、非農地判断を保留し、今回の議案からは除いています。

それでは、議案の中身についてご説明します。

農地パトロールにおいて「再生利用が困難と判断された農地」すなわち「山林・原野化」した農地については、荒廃農地の調査上は「B 分類」として区分され、農地法の運用通知により、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断を行う必要があります。

今回、非農地に該当するか否か審議していただきたい土地は 216 筆、355,491 m²、所有者 111 人であります。

議案書は、土地の所有者ごとに整理してあります。システムの都合上、大字順となっておらず、多少見づらい点がございますが、ご容赦いただければと思います。

非農地判断のための現地調査は、原則、農業委員、推進委員の 3 名以上で行うこととされているため、昨年現地調査した調査年月日と調査者を記載しております。

追加資料にカラー刷りで地図を添付しております。赤色で表示された土地が非農地に該当するか否か審議していただきたい土地となります。

資料 10 ページから 12 ページをご覧ください。

本総会において「非農地」と判断された土地については、農地台帳

から除外の上、所有者に非農地通知書を送付し、さらに、非農地通知一覧表を、愛媛県南予地方局、松山地方法務局大洲支局、市農林課・税務課に送付する予定となっていますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

説明は以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、濱田農地副部長より報告をお願いします。

1 番 農地部会を開催して、審議したんですけど、1筆ごとの評価はなかなかできないんですけども、現地それぞれの立ち合いをして、非農地ということの分類にしたということで、満場一致で認めるということで農地部会では判断しました。

皆さん、よろしくお願い致します。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年11月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 大和 眞二

議事録署名人 河野 和弘